Ａ× 1.013 、Ｂ× 1.017 、｛（Ａ× 1.013）－（Ｂ× 1.017）｝×α、｛（Ａ× 1.013）－（Ｂ× 1.017）｝×α× 0.984 、Ｃ× 0.968 、（Ｃ× 0.968）×α及び（Ｄ＋Ｄ'）× 0.984 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ× 0.02）＋［｛（ｂ＋ｃ）－ 7,000 ×（ｄ＋ｅ）｝× 0.03 ＋｛（ｄ＋ｅ）× 140｝］

ａ× 0.02 及び｛（ｂ＋ｃ）－ 7,000 ×（ｄ＋ｅ）｝× 0.03 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円以下の金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｂ　市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円を超え 1,000 万円以下」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｃ　市町村税課税状況調第 59 表の表側「道府県民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｄ　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「700 万円を超え 1,000 万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

ｅ　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「1,000 万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

Ｂ　次の算式によつて算定した額

算式

｛ｆ×（2 ／ 3）｝＋｛（ｇ／ 0.12）× 0.1｝＋［｛（ｈ＋ｉ）／ 0.4｝／ 3］＋ｊ＋（ｋ＋ｋ'）

ｆ×（2 ／ 3）、ｇ／ 0.12 、（ｇ／ 0.12）× 0.1 、（ｈ＋ｉ）／ 0.4 及び｛（ｈ＋ｉ）／ 0.4｝／ 3 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｆ　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｃに同じ。

ｇ　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｄに同じ。

ｈ　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｅに同じ。

ｉ　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｆに同じ。

ｊ　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｄに同じ。

ｋ　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

ｋ'　前項の算式の符号Ｆ'に同じ。

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｌ×ｍ

算式の符号

額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c3　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c4　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

c5　市町村税課税状況調第 12 表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額から市町村税課税状況調第 42 表の表側「道府県民税」、表頭「地方税法第 37 条の２第１項第３号及び第４号又は第 314 条の７第１項第３号及び第４号に規定する寄附金に係るもの」のうち「控除額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額を控除した額

c6　第 18 条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

β　1.000（ただし、東京都にあつては 1.175）

d　次の算式によつて算定した額

算式

（d1 ／ d2）× 0.97686 × 0.982

算式の符号

d1　前項の規定によつて算定した額

d2　改正前の省令附則第 12 条の２第１項の規定によつて算定した額